

令和2年（2020年）6月22日

教職員の皆様へ

国立大学法人大分大学長

大分大学危機対策本部長

北野正剛

新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について（重要）（第13報）

新型コロナウイルス感染症が、世界中へ拡大しており、今年3月には大分県内においてもクラスターが発生しました。以下の①～③に該当する方は、必ず各所属部局の担当者（以下、担当部局）まで届け出してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触^{*}し、PCR検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）が出ている方と濃厚接触した方

*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人（家族など）、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離（目安は2メートル以内）で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。それ違った程度は含まない。

毎朝、必ず体温測定を行って健康状態を観察し、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、出勤をせず、各担当部局へ報告してください。また、家族内に出勤・登学停止者がいる場合は、保健管理センターにて出勤の可否について判断しますので、自宅待機の上、連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

全国の「緊急事態宣言」終了に伴う外出自粛の段階的緩和を受け、6月19日以降は、首都圏3県（神奈川、千葉、埼玉）、北海道及び北九州市への移動制限は解除します。今後、県をまたぐ移動については、感染予防対策を十分にとった上で慎重に対応し、大分に帰県後は健康観察を行ってください。

東京都へ出張等の用務で移動する場合は、6月末までは大分に帰県後2週間出勤を見送ることとし、7月1日より、移動制限を解除します。

ただし、公共交通機関で東京都を経由し他県に移動する場合は、経由を認めます。

なお、出張等で県外に移動する際は、先方での行動に十分注意し、特に繁華街への立ち入りは控えるようにしてください。

また、密閉、密集、密接の3つの密について避けるようにし、下記を遵守してください。

- (ア) 飲食を伴う概ね5人以上での集会（食事会や飲み会など）は、6月末まで禁止し、7月以降可とします。
- (イ) ライブハウス・カラオケ・ラウンジなどの利用は、当面の間、禁止します。
- (ウ) 不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加は、十分な感染予防対策を講じた上で、県の対応に合わせて許可します。
- (エ) 学生の課外活動（サークル活動）は、3密を避けるため、狭い教室等での活動、ならびに部室の使用は禁止し、屋外や体育館等での活動は、各所属の競技団体等のガイドライン等を参考にして、感染予防対策を徹底した上で行うよう通達していますので、顧問の方はご留意ください。また、他機関での学生の実習においては、学生の感染予防対策の徹底をお願いします。
- (オ) 室内での講義や会議などは、3つの密を避けるように工夫した上で行ってください。

外務省からは、全世界を対象に「危険情報」のレベル2以上が出されており、現在、海外への渡航も禁止しています。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても海外への渡航が必要な方は、各担当部局へ届け出が必要です。

今後の対策として、フローチャートを作成しておりますので、遵守してください。

●フローチャート① p.5

・すべての教職員

1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、出勤をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。
2. 厚生労働省は5月8日、帰国者・接触者相談センターに相談する目安から「37.5度以上の発熱が4日以上続く」を削除し、新たな目安を公表しました。下記①、②、③に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
 - ② 重症化しやすい方や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 - ③ ①、②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）
3. 2.に当てはまる場合は、速やかに担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。

●フローチャート② p. 6

- ・海外より帰国または来日した方
- ・海外より帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接觸した方

1. 海外から帰国または来日した方は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出してください。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接觸をした日から2週間は出勤をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接觸は控えてください。また、入国日、濃厚接觸日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。
2. 入国日、濃厚接觸日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状、嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診してください。また、結果を各担当部局に届け出してください。
3. 入国日、濃厚接觸日より2週間、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とします。

*情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後の感染状況の変化に伴い、見直す可能性がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症については、今後、第2波、第3波の襲来の可能性が危惧されています。今後も県内外各地域における感染状況や、移動先の地域が発信する情報を確認し、感染者が急増している地域への移動は極力控えるようにしてください。また、現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイト等から最新の情報を収集してください。

【新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト】

- ・東北医科薬科大学病院HP 新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック
(新型コロナウイルス感染症について分かり易く書かれています。)
http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/data/covid/第2版新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_第2.2版_20200424.pdf
- ・大分県HP 新型コロナウイルスに関するお知らせ
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/>
- ・県内の新型コロナウイルスに関する相談窓口について
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/soudannmadoguti.html>

- ・厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q15
- ・国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- ・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・日本禁煙学会 HP COVID-19 の重症化因子に関する見解
http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243

【English Website】

- ・Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html>
- ・World Health Organization (WHO) <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、平日は担当部局まで、夜間・休日は守衛所（旦野原：097-554-7426、挾間：097-586-6620）まで速やかに届け出てください。

フローチャート①

すべての教職員は、新型コロナウイルス感染症対策として、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして他人との接触は控え、速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください

症状が改善しない

- ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いたるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方*や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）

症状が改善

発症後8日経過、かつ、解熱後および症状消失後3日経過していれば出勤可
例1：6/1に発症し、6/5までに解熱および症状消失した場合は、6/10日より出勤可
例2：6/1に発症し、6/8に解熱および症状消失した場合は、6/12日より出勤可

最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察を終了してください

速やかに各所属部局の担当者へ届け出を行ってください

*重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、喫煙者

※自宅待機となった場合は、就業禁止（有給）扱いとなります。

- ・海外より帰国または来日した教職員
- ・海外より帰国または来日して 2 週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方（同居者等）と濃厚接触した教職員

該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

上記に該当する方は、各所属部局の担当者に報告し、入国日、濃厚接触日から 2 週間は、大学への出勤は停止し自宅待機とし、毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。健康状態については各所属部局の担当者へ毎日報告する。

入国日、濃厚接触日より 2 週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状や嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような体調不良を認める。

入国日、濃厚接触日より 2 週間自覚症状なく経過。

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

受診結果については、各所属部局の担当者まで報告する。

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察終了。出勤可。